

現 行	修 正 案	備 考
<p>絡するものとする。また、緊急時モニタリングの準備を開始するものとする。（警戒配備段階）</p> <p>②モニタリングの実施</p> <p>県は、原子力施設のパラメーター等が警戒事態（Alert）に相当するような緊急時活動レベルに至った場合（警戒事象等*）は、必要に応じて原子力センター内にモニタリング班を設置し、原子力規制委員会及び原子力事業者と連携し、緊急時モニタリング実施要領に基づく初動段階のモニタリングを実施するものとする。（特別警戒配備、警戒本部段階）モニタリングの結果は、原子力規制委員会、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策会議等の必要な機関に連絡するものとする。</p> <p>なお、災害対策本部設置以前のモニタリング班は、災害対策本部が設置された場合には現地本部のモニタリング班に移行するものとする。</p> <p>※原子力事業者からモニタリングポストでの1マイクロシーベルト/時以上の放射線量率検出の通報を受けた場合及び原子力発電所周辺地域における県のモニタリングステーション等によって1マイクロシーベルト/時以上の放射線量率を検出した場合、又はそれに先行する事象が検知されて通報を受けた場合を含む。</p>	<p>・空間放射線量率の監視強化</p> <p>・高線量率測定器の準備</p> <p>・可搬型モニタリングポストの配置と監視</p> <p>・緊急時モニタリング用資機材の動作確認</p> <p>・通信手段の確立</p> <p>・モニタリング結果の関係機関への報告</p> <p>・要員と資機材の動員準備</p> <p>・平常値の確認</p> <p>など</p> <p>(2) 施設敷地緊急事態における対応</p> <p>県は、施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）に至った場合、現地災害対策本部のモニタリング班を設置するとともに、国による緊急時モニタリングセンター（EMC：Emergency Monitoring Center）の立ち上げに協力する。</p> <p>関係機関の緊急時モニタリングの実施は緊急時モニタリングセンターが統括することとなり、緊急時モニタリングセンターが設置された場合、現地災害対策本部のモニタリング班は緊急時モニタリングセンターの統括の下で緊急時モニタリングを実施することとする。</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、設置後直ちに緊急時モニタリングを開始し、モニタリング結果をとりまとめ、原子力規制委員会原子力事故対策本部に連絡する。この際、センター長が不在の間は、現地災害対策本部のモニタリング班長が代行する体制とする。</p> <p>(3) 全面緊急事態以降における対応</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、全面緊急事態（General Emergency）に至つ</p>	<p>修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングの準備内容について追加</li> <li>緊急時モニタリング実施に係る運用変更に伴い全面修正（後段で規定）</li> <li>意見 No.217</li> <li>国が統括するEMCの立ち上げについて規定</li> <li>意見 No.147</li> <li>県のモニタリング班とEMCとの関係の規定</li> <li>初動時の県によるEMC代行政体制を規定</li> <li>意見 No.218</li> <li>全面緊急事態後のモニタリングについて</li> </ul>

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画</p> <p>緊急時モニタリング実施計画は、<u>原子力規制委員会が、原子力災害対策指針に基づき策定するものとされている。</u></p> <p>原子力災害対策本部は、初動対応後、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施及び支援に関する調整する会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定するため、県は、関係省庁、原子力事業者等とともに会議に参画し、改定に協力するものとする。</p> <p>(3) 特定事象発生時の通報を受けた場合の対応</p> <p>①モニタリングの実施</p> <p>県現地本部は、特定事象発生時の通報を受けた場合、<u>周辺への放射性物質又は放射線に関する情報を得るために、緊急時モニタリング実施計画及び緊急時モニタリング実施要領に基づきモニタリングを実施するものとする。</u>(災害対策本部設置段階)</p> <p>②モニタリング結果の連絡</p> <p>県は、<u>モニタリングの結果をとりまとめ、原子力規制委員会、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策会議に連絡するものとし、関係市町及びその他の防災関係機関には県に派遣された防災関係機関派遣連絡員を通して連絡するものとし</u></p>	<p>場合、PAZ圏の避難が開始されることや放射性物質放出後のOILに基づく防護措置を前提として、モニタリングを重点的に実施する地点などを適宜変更する。</p> <p>(4) 緊急時モニタリング実施計画策定後の対応</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、事態の状況に応じて作成される包括的な計画である緊急時モニタリング実施計画が定められた後は、これに基づいて緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>(5) モニタリングに係る区域の設定</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリングの実施にあたり、空間放射線量率等の測定結果に基づき、また、気象予測や大気中拡散予測(SPEED I等)を参考として、OILに基づく防護措置の実施のため、モニタリングを優先して実施すべき区域を決める。この際、被災等により実測の測定結果が得られない場合には、気象予測や大気中拡散予測により区域を決めることも考慮する。</p> <p>2 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画</p> <p>緊急時モニタリング実施計画は、<u>原子力災害対策指針及び原子力災害対策指針等に基づき策定された緊急時モニタリング計画に基づき、原子力規制委員会が策定するものとしてされている。</u></p> <p>原子力規制委員会（原子力緊急事態においては原子力災害対策本部）は、初動対応後、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施及び支援に関する調整する会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定する。緊急時モニタリングセンターは、TV会議システム等を通じてこの会議に参画し、改定に協力するとともに、<u>会議の結果について現地事故対策連絡会議（原子力緊急事態においては原子力災害合同対策協議会）において共有するものとする。</u></p> <p>3 緊急時モニタリング結果の連絡及び共有</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、<u>緊急時モニタリングの実施結果をとりまとめ、測定方法やデータ処理、機器の異常の有無などの妥当性を確認して、緊急時モニタリングセンター内や原子力災害合同対策協議会機能班等と共有するものとし、</u></p>	<p>規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意見No.71</li> <li>モニタリング実施計画策定後の対応を規定</li> <li>意見No.147</li> <li>モニタリング対象地点について規定</li> <li>意見No.72</li> <li>意見No.73</li> </ul> <p>・項番号に変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化</li> <li>記載の適正化</li> <li>記載の適正化</li> <li>実施計画の改定に係る情報共有等について規定</li> <li>意見No.147</li> <li>第1項第2号にて規定のため削除</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化</li> <li>意見No.147</li> <li>EMCを主体とした記載に変更</li> </ul>

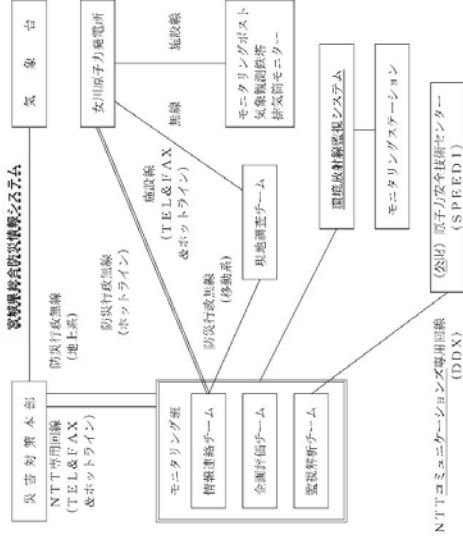
現 行	修 正 案	備 考
<p>する。</p> <p>(4) 原子力緊急事態宣言発出後の対応</p> <p>①緊急時モニタリングの実施</p> <p>県現地本部は、原子力緊急事態宣言が発出された場合、原子力災害対策本部の総合調整のもと、周辺への放射性物質又は放射線に関する情報を得るために（第1段階モニタリング）、また、住民等への効果的な防護対策の実施に必要な放射性物質又は放射線に関する情報を得るために（第2段階モニタリング）、緊急時モニタリング計画及び緊急時モニタリング実施要領に基づき、緊急時モニタリングを実施するものとする。</p> <p>②緊急時モニタリング結果の連絡、共有</p> <p>県現地本部は、緊急時モニタリングの結果をとりまとめ、原子力災害合同対策協議会に報告するとともに、国と連携し、モニタリングの結果及びその評価を共有することとする。また、関係市町に対して合同対策協議会に派遣された連絡員等を通して連絡するものとする。</p> <p>(5) 関係機関等への協力要請</p> <p>①情報提供の要請</p> <p>知事（本部長）は、原子力事業者から事故発生のお知らせを受けたときは、直ちに原子力防災管理者及び仙台管区気象台長に対し、（緊急時）モニタリングの実施に当たり必要な、気象等に関する<u>警報・注意報並びに予報及び気象情報等の提供を要請するものとする。</u></p> <p>なお、情報の提供は、専用回線ファクシミリ（仙台管区気象台は宮城県総合防災情報システム）によるものとする。</p>	<p>速やかに原子力規制委員会（原子力緊急事態においては原子力災害対策本部）に送付する。</p> <p>原子力規制委員会（原子力災害対策本部）は、緊急時モニタリングセンターから送付された緊急時モニタリング結果を集約し、解析・評価することとなっており、また、解析・評価した結果を関係機関と共有するとともに、公表することとなっている。</p> <p>県は、原子力規制委員会（原子力災害対策本部）で解析・評価する前の測定結果について、公表又は関係機関に連絡や伝達を行う場合は、速報値であり解析・評価が未了であることを併せて伝えることとする。</p> <p>4 関係機関等への協力要請</p> <p>(1) 情報提供の要請</p> <p>災害対策本部長は、現地災害対策本部のモニタリング班を設置したときは、直ちに原子力防災管理者及び仙台管区気象台長に対し、<u>緊急時モニタリングの実施に当たり必要な、気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに予報及び気象情報等の提供を要請するものとする。</u></p> <p>なお、情報の提供は、専用回線ファクシミリ（仙台管区気象台は宮城県総合防災情報システム）によるものとする。</p> <p>(2) 緊急時モニタリング要員の要請等</p> <p>緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えて、国はあらかじめ動員計画を定めることとされている。緊急時モニタリングセンター長は必要な場合には、国の</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリング結果の共有等について規定</li> <li>緊急時モニタリング結果の解析・評価について規定</li> <li>解析・評価前のデータについて規定</li> <li>第1項で規定のため削除</li> <li>第2項で規定のため削除</li> <li>項番号に変更</li> <li>号番号に変更</li> <li>記載の適正化</li> <li>記載の適正化</li> <li>意見No.14</li> <li>緊急時モニタリング要件に係る要請について規定</li> </ul>

現 行	修 正 案	備 考
<p>②モニタリング活動に対する協力要請</p> <p>知事（本部長）は、必要に応じ、関係市町長、宮城海上保安部長等に対し、それぞれ陸上、空中及び海上のモニタリングに対する協力を要請するものとする。</p> <p>③モニタリング要員等の派遣及び機材の貸与要請</p> <p>知事（本部長）は、（緊急時）モニタリング体制を整備強化するため、国、原子力事業者、関係都道府県等に対し、必要に応じてモニタリング要員等の派遣及び機材の貸与を要請するものとする。</p> <p>（6）モニタリング班の組織及び業務</p> <p>①モニタリング班の組織</p> <p>モニタリング班は、モニタリング班長、副班長及び次に掲げる要員をもって構成するものとし、モニタリング班の組織は、図3-6-1のとおりとする。</p> <p>イ 国派遣の緊急時モニタリング要員 ロ 県のモニタリング要員 ハ 原子力事業者のモニタリング要員 ニ 関係市町等のモニタリング協力要員 ホ 他県等派遣のモニタリング要員</p> <p>モニタリング班の各チームの編成は、緊急時モニタリング実施要領（資料3-6-1）のとおりである。</p> <p>なお、初期の段階においては複数のグループを編成しないで全体として一つのチームで当面のモニタリング活動に当たるものとする。</p>	<p>原子力災害対策本部に対し、モニタリング要員の動員を要請する。</p> <p>（3）不測の事態における協力要請等</p> <p>①緊急時モニタリングセンター長は、不測の事態が発生し、国の原子力災害対策本部に対して行うモニタリング要員の動員要請ができない場合は、関係市町長、東北方面総監、宮城海上保安部長等に対し、それぞれ陸上、空中及び海上の緊急時モニタリングに対する協力について、現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会等の場を通じて要請するものとする。</p> <p>②緊急時モニタリングセンター長は、緊急時モニタリング体制を整備・強化する必要のある場合において、不測の事態により国の原子力災害対策本部に要請できない場合は、国、原子力事業者、関係都道府県等に対し、必要に応じてモニタリング要員等の派遣及び機材の貸与を要請するものとする。</p> <p>5 モニタリングに係る県の組織及び業務</p> <p>（1）モニタリング体制</p> <p>モニタリング体制については、緊急事態区分等の各段階に応じて構築することとし、その組織は、図3-6-1のとおりとする。</p> <p>緊急時モニタリング計画（資料3-6-1）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見 No.147</li> <li>・空域・海域のモニタリングを直接要請する場合について規定</li> <li>・意見 No.147</li> <li>・意見 No.77</li> <li>・意見 No.147</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・モニタリング要員及び機材等を直接要請する場合について規定</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・緊急事態区分に応じたモニタリングを規定</li> <li>・新たに策定する緊急時モニタリング計画について規定</li> <li>・記載の簡素化</li> </ul>



現 行		修 正 案		備 考
<p>情報連絡チーム</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 放出源情報及び気象情報の収集に関すること</li> <li>2 モニタリングチーム要員の派遣要請に関すること</li> <li>3 現地調査チームとの連絡に関すること</li> </ol> <p>監視解析チーム</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 連続モニターによる監視に関すること</li> <li>2 SPEDI ネットワークシステムによる情報の収集及び解析に関すること</li> </ol> <p>分析測定チーム</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 積算線量測定に関すること</li> <li>2 環境試料中の放射性物質の放射能濃度の測定に関すること</li> <li>3 現地調査チームの機材準備に関すること</li> </ol> <p>現地調査チーム</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 移動観測車による気象及び放射線の測定に関すること</li> <li>2 可搬型ポスト及びサーベイメーターによる放射線の測定に関すること</li> <li>3 飲料水、農畜産物、土壌等環境試料の採取に関すること</li> <li>4 大気中ヨウ素及び浮遊塵の採取に関すること</li> <li>5 積算線量計の配置及び回収に関すること</li> </ol>	<p>緊急時モニタリングに係る放射線量測定等 大気拡散予測 (SPEDI) に係る情報収集及び結果の解析 放射能分析及び積算線量測定、現地調査チームの機材準備 要員スクリーニング 移動観測車、可搬型ポスト及びサーベイメーター等による測定 飲料水、農畜水産物、土壌等の環境試料、大気中ヨウ素及び浮遊塵の採取 積算線量計の配置及び回収</p>	<p>監視解析チーム</p> <p>分析測定チーム</p> <p>現地調査チーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 意見 No.78</li> <li>• 意見 No.100</li> </ul>	
<p>③ (緊急時) モニタリング実施のための機器等</p> <p>(緊急時) モニタリング実施のための機器等については、資料3-6-1、表7-1のとおりである。 なお、国から災害対策本部へ派遣される要員、機器等は、資料1-7-1のとおりである。</p> <p>④ (緊急時) モニタリング実施のための通信連絡</p> <p>(緊急時) モニタリング実施のための通信連絡は、図3-6-2で示す通信連絡系統図に従って行うものとする。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>• 緊急時モニタリング計画規定事項及び資料編との重複を削除</li> </ul>	

図3-6-2 (緊急時) 環境モニタリング実施通信連絡系統図



現 行	修 正 案	備 考												
<p>2 緊急時モニタリングの実施方法及び内容</p> <p>(1) 段階的モニタリングの実施</p> <p>緊急時モニタリングは、防災対策を効果的に実施する判断資料を得るため、原子力規制委員会が策定・改定する緊急時モニタリング実施計画及び緊急時モニタリング実施要領に基づき緊急時モニタリング実施計画を策定して、次のように段階的に行うものとする。</p> <p>①原子力緊急事態宣言発出前のモニタリング</p> <p>原子力緊急事態宣言発出前のモニタリングは、原子力緊急事態宣言発出後、直ちに必要な防災対策を効果的に実施する判断資料を得、かつ原子力緊急事態宣言発出後の緊急時モニタリングを効果的に行うための準備段階として行うものである。</p> <p>②原子力緊急事態宣言発出後の第1段階モニタリング</p> <p>第1段階モニタリングは、原子力緊急事態宣言発出前のモニタリングに引き続き、原子力規制委員会が策定する緊急時モニタリング実施計画、県の緊急時モニタリング実施要領及び緊急時モニタリング実施計画に基づき開始し、この結果は放出源情報、気象情報及びSPEEDIネットワークシステム等から得られる情報とともに被ばく線量の推定に用いられ、屋内退避、コンクリート屋内退避、避難立入制限、飲食物摂取制限等防災対策を効果的に実施するための判断資料を得るために行うものである。</p> <p>③原子力緊急事態宣言発出後の第2段階モニタリング</p> <p>第2段階モニタリングは、第1段階モニタリングに引き続き、第1段階モニタリングの結果必要と考えられるより広範な地域について、住民等の被ばく線量評価及び環境の汚染状況評価を目標として、より詳細な測定を実施するものである。</p> <p>(2) モニタリングの実施内容</p> <p>①措置</p> <p>(緊急時) モニタリングの実施に当たっては、各段階のモニタリングにおいて、それぞれの目的に合わせて表3-6-2の内容の措置を講ずるものとする。</p>	<p>(3) モニタリングの実施内容</p> <p>モニタリングは、原子力災害発生後の時期に応じて、概ね表3-6-2の内容を災害の状況に応じ適宜実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表3-6-2 モニタリング実施内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">モニタリングの各段階</th> <th style="width: 20%;">時 期</th> <th style="width: 65%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初期モニタリング</td> <td>警戒事態等から原子力緊急事態</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害重点区域を中心とした空間放射線量率及び大気中の放射性物質（ヨウ素等）の濃度</li> <li>・放射性物質の放出により影響を受けた環境試料中の放射性物質（ヨウ素、セシウム等）の濃度</li> <li>・広域的な空間放射線量率及び放射性物質の濃度</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>中期モニタリング</td> <td>各種防護措置の変更・解除等を行う段階</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初期モニタリング項目のモニタリングを充実化</li> <li>・住民等の被ばく線量の推定に係る測定</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>復旧期モニタリング</td> <td>通常の社会的・経済的活動に向けた復旧段階</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線量及び放射性物質の経時的な変化を継続的に把握</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	モニタリングの各段階	時 期	内 容	初期モニタリング	警戒事態等から原子力緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害重点区域を中心とした空間放射線量率及び大気中の放射性物質（ヨウ素等）の濃度</li> <li>・放射性物質の放出により影響を受けた環境試料中の放射性物質（ヨウ素、セシウム等）の濃度</li> <li>・広域的な空間放射線量率及び放射性物質の濃度</li> </ul>	中期モニタリング	各種防護措置の変更・解除等を行う段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期モニタリング項目のモニタリングを充実化</li> <li>・住民等の被ばく線量の推定に係る測定</li> </ul>	復旧期モニタリング	通常の社会的・経済的活動に向けた復旧段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線量及び放射性物質の経時的な変化を継続的に把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・号番号に変更</li> <li>・緊急事態区分及び緊急時モニタリング実施計画に基づき実施することから削除</li> <li>・緊急時モニタリングの実施について概要を記載</li> </ul>
モニタリングの各段階	時 期	内 容												
初期モニタリング	警戒事態等から原子力緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害重点区域を中心とした空間放射線量率及び大気中の放射性物質（ヨウ素等）の濃度</li> <li>・放射性物質の放出により影響を受けた環境試料中の放射性物質（ヨウ素、セシウム等）の濃度</li> <li>・広域的な空間放射線量率及び放射性物質の濃度</li> </ul>												
中期モニタリング	各種防護措置の変更・解除等を行う段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期モニタリング項目のモニタリングを充実化</li> <li>・住民等の被ばく線量の推定に係る測定</li> </ul>												
復旧期モニタリング	通常の社会的・経済的活動に向けた復旧段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線量及び放射性物質の経時的な変化を継続的に把握</li> </ul>												

原子力緊急事態宣言発出前のモニタリング	原子力緊急事態宣言発出後	第1段階モニタリング
		第2段階モニタリング

表3-6-2 (緊急時) モニタリングの措置内容

・第5項第3号で規定のため削除

現 行	修 正 案	備 考												
<table border="1"> <tr><td>放出源状況の確認</td></tr> <tr><td>気象データの解析</td></tr> <tr><td>緊急時モニタリング実施計画の策定・変更</td></tr> <tr><td>緊急時モニタリング実施計画に基づく測定及び分析</td></tr> <tr><td>緊急時モニタリング実施計画の予測地図の作成</td></tr> <tr><td>大気中放射性物質濃度の予測地図の作成</td></tr> <tr><td>被ばく線量の評価</td></tr> <tr><td>住民の甲状態等価線量の評価</td></tr> <tr><td>住民の全身の実効線量の評価</td></tr> <tr><td>蓄積放射性物質の時間的変化の追跡調査</td></tr> </table>	放出源状況の確認	気象データの解析	緊急時モニタリング実施計画の策定・変更	緊急時モニタリング実施計画に基づく測定及び分析	緊急時モニタリング実施計画の予測地図の作成	大気中放射性物質濃度の予測地図の作成	被ばく線量の評価	住民の甲状態等価線量の評価	住民の全身の実効線量の評価	蓄積放射性物質の時間的変化の追跡調査		<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリング計画及び緊急時モニタリング実施計画規定事項を削除</li> </ul>		
放出源状況の確認														
気象データの解析														
緊急時モニタリング実施計画の策定・変更														
緊急時モニタリング実施計画に基づく測定及び分析														
緊急時モニタリング実施計画の予測地図の作成														
大気中放射性物質濃度の予測地図の作成														
被ばく線量の評価														
住民の甲状態等価線量の評価														
住民の全身の実効線量の評価														
蓄積放射性物質の時間的変化の追跡調査														
<p>②測定・分析項目及び測定・試料採取地点</p> <p>（緊急時）モニタリングにおいて実施する測定・分析項目並びに測定及び試料採取地点は、表3-6-3のとおりとする。</p>														
<p>表3-6-3 （緊急時）モニタリングの測定・分析項目及び測定・試料採取地点</p>														
<table border="1"> <tr> <th>原子力緊急事態宣言発出前のモニタリング</th> <th>原子力緊急事態宣言発出後</th> </tr> <tr> <td>第1段階モニタリング</td> <td>第2段階モニタリング</td> </tr> <tr> <td>空間放射線量率</td> <td>空間放射線積算線量</td> </tr> <tr> <td>大気中の放射性ヨウ素濃度</td> <td>環境試料中の放射性ヨウ素濃度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大気中の放射性物質濃度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>環境試料中の放射性核種濃度</td> </tr> </table>	原子力緊急事態宣言発出前のモニタリング	原子力緊急事態宣言発出後	第1段階モニタリング	第2段階モニタリング	空間放射線量率	空間放射線積算線量	大気中の放射性ヨウ素濃度	環境試料中の放射性ヨウ素濃度		大気中の放射性物質濃度		環境試料中の放射性核種濃度		
原子力緊急事態宣言発出前のモニタリング	原子力緊急事態宣言発出後													
第1段階モニタリング	第2段階モニタリング													
空間放射線量率	空間放射線積算線量													
大気中の放射性ヨウ素濃度	環境試料中の放射性ヨウ素濃度													
	大気中の放射性物質濃度													
	環境試料中の放射性核種濃度													
<p>測定・試料採取地点</p> <p>気象観測</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>最大空間放射線量率及び大気中放射性ヨウ素最大濃度出現予測地点 （注）</li> <li>最大空間放射線量率及び大気中放射性ヨウ素最大濃度出現予測地点を中心とするおおむね6.0度セクター内の地点をはじめとし、必要に応じ、おおむね120度セクター内の地点</li> <li>風下方向の集落（地点数は、気象状況等により適宜決める。）</li> </ol>	<p>第1段階モニタリングに よって必要と認められる 地点</p>													
<p>（注）原子力緊急事態宣言発出前のモニタリングを実施しない場合においては、第1段階モニタリングの測定・試料採取地点中「原子力緊急事態宣言発出前のモニタリングによって必要と認められる地点」は、「最大空間放射線量率</p>														



現 行	修 正 案	備 考
<p>及び大気中ヨウ素最大濃度の出現予測地点」と読み替える。</p> <p>③測定方法</p> <p>測定方法は、資料3-6-1、表7-2のとおりとする。</p> <p>3 測定結果の報告</p> <p>測定結果は、企画評価チームが評価、解析して、モニタリング班長に報告する。モニタリング班長は防災対策を効果的に実施する判断資料として現地本部会議及び原子力災害合同対策協議会に報告するとともに取るべき防災対策に関して意見を具申するものとする。</p> <p>第7節 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p> <p>(1) 屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等</p> <p>①県は、特定事象（原災法10条事象）発生時には、国の指示又は独自の判断により、PAZ内における予防的防護措置（避難）の準備を行うとともに、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）を発出し、PAZ内の避難を指示した場合、PAZ内の予防的防護措置（避難）を行うこととし、PAZを含む市町に対し、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。</p> <p>また、県は、国と連携し、緊急時放射線モニタリングを実施し、原子力災害対策指針を踏まえた国の指針・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指針を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、UPZを含む市町に対し、住民等に対するUPZ内の屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には関係市町と連携し国に要請するものとする。</p> <p>なお、県の知事は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。</p>	<p>①県は、警戒事象等が発生した場合、国の指示又は独自の判断により、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に係る予防的防護措置の準備を行うものとする。</p> <p>②県は、施設敷地緊急事態が発生した場合、国の指示又は独自の判断により、PAZ内における予防的防護措置（避難）の準備を行うとともに、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に係る予防的防護措置（避難）及び施設敷地緊急事態要避難者以外の避難の実施により健康リスクが高まる者に係る予防的防護措置（屋内退避等）を行うこととし、PAZを含む市町にその旨を伝達することとする。また、県は国の指示又は独自の判断により、UPZ内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うこととする。</p> <p>③全面緊急事態が発生し、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出及びPAZ内の避難指示が出された場合は、PAZ内の予防的防護措置（避難）を行うこととし、PAZを含む市町に対し、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請するものとする。なお、災害の状況に応じて屋内退避や段階的避難の対応を行うこととする。</p> <p>また、県は、国の指示又は独自の判断により原則としてUPZ内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし、関係市町にその旨を伝達するとともに、UPZ外の市町村に対して、必要に応じて予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性のある旨について注意喚起を行うものとする。</p> <p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（資料3-2-6）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリング計画及び緊急時モニタリング実施計画規定事項を削除</li> <li>第5項第2号で規定のため、記載の簡素化のため削除</li> <li>意見No.90</li> <li>予防的防護措置の準備について明確化</li> <li>意見No.145</li> <li>意見No.189</li> <li>予防的防護措置の実施について明確化</li> <li>UPZ内における予防的防護措置の準備について規定</li> <li>緊急事態区分による記載に変更</li> <li>記載の適正化</li> <li>災害の状況に応じた対応について規定</li> <li>UPZ内における予防的防護措置について規定</li> <li>EAL本編取</li> </ul>

現 行	修 正 案	備 考
<p>② 県は、住民等の避難誘導に当たっては、関係市町に協力し、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>③ 県は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、関係市町に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>④ 県は、国の協力のもと、関係市町の区域を越えて避難を行う必要がある場合は、受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するものとする。また、県は受入先の市町村と協議のうえ、避難が必要な区域の関係市町に対し避難所となる施設を示すものとする。なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要である場合は、原子力災害対策本部等に対して要請するものとする。</p> <p>(2) 避難所</p> <p>① 県は、避難対象区域を含む市町村に対し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所の開設、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設することを支援するものとする。</p>	<p>④ 県は、放射性物質が放出された場合、事態の規模、時間的な推移に応じて、緊急時モニタリングの結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質に係る汚染状況調査に基づき、OILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、該当する市町村に対し、住民等に対する避難又は一時移転若しくは屋内退避のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。</p> <p>なお、知事は、国から指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるとする。</p> <p>⑤ 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気拡散予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。なお、原子力規制委員会は施設敷地緊急事態以降、実施すべき防護措置を検討する際の参考とするため、単量放出を仮定した予測を行い、関係機関に連絡することとされている。</p> <p>⑥ 県は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、避難対象区域を含む市町村に協力し、戸別訪問、避難所・避難場所等における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>なお、県は、避難状況の確実な把握のため、指定された避難所・避難場所以外に避難をした場合等には、市町村の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとする。</p> <p>⑦ 県は、国の協力のもと、市町村の区域を越えて避難や一時移転を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。また、県は受入先の市町村と協議のうえ、避難や一時移転が必要な区域の市町村に対し避難所・避難場所等となる施設を示すものとする。なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合は、原子力災害対策本部等に対して要請するものとする。</p> <p>⑧ 県は、災害の実態に応じて、市町村と連携し、家庭動物に係る対応について呼びかけるものとする。</p> <p>(2) 避難所等</p> <p>① 県は、避難対象区域を含む市町村に対し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所の開設、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所・避難場所等として開設することを支援するものとする。</p>	<p>り込みに伴う修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・OILに係る修正</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・意見No.79</li> </ul> <p>・記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング結果等の提供について明確化</li> <li>・防災基本計画の反映</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> </ul> <p>・第2章第20節第4号の規定反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・OILに係る修正</li> <li>・OILに係る修正</li> <li>・記載の適正化</li> </ul> <p>・災害の状況に応じた家庭動物に係る対応を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> </ul>

現 行	修 正 案	備 考
<p>② 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市町村に提供するものとする。</p>	<p>② 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、それぞれの避難所・避難場所等に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、<u>要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市町村に提供するものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> <li>・意見 No.91</li> </ul>
<p>③ 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じて、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p>	<p>③ 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、<u>避難所・避難場所等</u>における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じて、<u>避難所・避難場所</u>における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> </ul>
<p>④ 県は、厚生労働省と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>特に、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>また、県は市町村と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>なお、県は市町村と連携し、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じて、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>④ 県は、厚生労働省と連携し、<u>避難所・避難場所等</u>における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>特に、<u>要配慮者の心身双方の健康状態</u>には特段の配慮を行い、必要に応じて福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>また、県は市町村と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>なお、県は市町村と連携し、<u>避難場所等</u>の生活環境を確保するため、必要に応じて、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の簡素化</li> <li>・意見 No.92</li> <li>・記載の適正化</li> </ul>
<p>⑤ 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p>	<p>⑤ 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、<u>避難所・避難場所等</u>の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、<u>避難所・避難場所等</u>における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> </ul>
<p>⑥ 県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p>	<p>⑥ 県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5号で規定のため削除</li> </ul>
<p>⑦ 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行うものとする。</p>		

現 行	修 正 案	備 考
<p>①県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>②県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。</p> <p>(3) 広域一時滞在</p> <p>①被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるとされている。</p> <p>②県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待ついとまがないときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための要請を当該市町村に代わって行うものとする。</p> <p>③国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとされており、県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。</p> <p>④原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとされている。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとされている。</p> <p>県は必要に応じ、原子力災害対策本部等に、広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとする。</p> <p>⑤県は、被災した場合、避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</p> <p>(4) 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施</p>	<p>①県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>②県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。</p> <p>(3) 広域一時滞在</p> <p>①被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるとされている。</p> <p>②県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待ついとまがないときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための要請を当該市町村に代わって行うものとする。</p> <p>③国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとされており、県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。</p> <p>④国の原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとされている。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとされている。</p> <p>県は必要に応じ、原子力災害対策本部等に、広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとする。</p> <p>⑤県は、被災した場合、避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</p> <p>(4) 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施</p>	<p>・番号繰り上げ</p> <p>・番号繰り上げ</p> <p>・記載の適正化（災対法第 86 条の 9）</p> <p>・記載の適正化</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難の際の住民等に対するスクリーニングを行う際の基準を決定し、地方公共団体に連絡するものとなっている。</p> <p>県は、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等が避難区域等から避難した後に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染を行うものとする。</p>	<p>国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難の際の住民等に対するスクリーニングを行う際の基準を決定し、地方公共団体に連絡するものとなっている。</p> <p>県は、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等の避難区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化</li> <li>記載の適正化</li> </ul>
<p><u>緊急時における判断及び防護措置実施の基準</u> (資料3-2-6)</p> <p>(5) 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、国が決定した方針に従い、又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>(5) 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、<u>避難対象区域を含む市町村、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。</u></p> <p>①事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示</p> <p>安定ヨウ素剤が事前配布されたP A Z内の住民等に対しては、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、<u>原子力規制委員会の判断に基づき、安定ヨウ素剤の服用指示が国の原子力災害対策本部又は地方公共団体から出されることとされている。</u></p> <p>県は、<u>P A Zを含む市町等と連携し、国の原子力災害対策本部の指示又は独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用指示を伝達するものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>O I Lの本編取り込みによる削除</li> <li>服用に係る対応について記載</li> <li>事前配布された安定ヨウ素剤の服用について記載</li> </ul>
<p>(6) 災害時要援護者等への配慮</p> <p>①県は、市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関して、<u>災害時要援護者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に</u></p>	<p>②緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示</p> <p>緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、<u>原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、安定ヨウ素剤の服用指示について、国の原子力災害対策本部又は地方公共団体から出されることとされている。</u></p> <p>県は、<u>関係市町等と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、住民等に対し、原則として医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員の関与の下で安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。</u></p> <p><u>原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル（資料3-10-1）</u></p> <p>(6) 要配慮者等への配慮</p> <p>①県は、市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所・避難場所等での生活に関しては、<u>要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこ</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時に配布する安定ヨウ素剤の服用について記載</li> <li>意見 No.1</li> <li>意見 No.168</li> <li>資料編の引用を追加</li> <li>意見 No.93</li> <li>記載の適正化</li> <li>意見 No.93</li> </ul>

現 行	修 正 案	備 考
<p>十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p>	<p>と等に十分配慮し、健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者等に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の簡素化</li> <li>・意見 No.93</li> </ul>
<p>②病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、周辺周辺府県及び国に対処し、受入れ協力を要請するものとする。</p>	<p>②病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難、他の医療機関へ転院又は屋内退避させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、周辺周辺府県及び国に対処し、受入れ協力を要請するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化（原災法第7条第2項の定義と異なることを明確化）</li> <li>・記載の適正化</li> </ul>
<p>③社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、周辺周辺府県及び国に対処し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。</p>	<p>③社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、周辺周辺府県及び国に対処し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化（原災法第7条第2項の定義と異なることを明確化）</li> </ul>
<p>(7) 学校等施設における避難措置</p> <p>学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。</p>	<p>(7) 学校等施設における避難措置</p> <p>学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難又は屋内退避させるものとする。また、生徒等を避難させた場合は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> </ul>
<p>(8) 不特定多数の者が利用する施設における避難措置</p> <p>地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。</p>	<p>(8) 不特定多数の者が利用する施設における避難措置</p> <p>地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難又は屋内退避させるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> </ul>
<p>(9) 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置</p> <p>本部長は、関係市町長等が設定した警戒区域もしくは避難を勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関と連携した運用体制を確立するものとする。</p>	<p>(9) 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置</p> <p>本部長は、市町村等が設定した警戒区域もしくは避難を勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関と連携した運用体制を確立するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> <li>・O I Lに係る修正</li> </ul>

現 行	修 正 案	備 考
<p>(10) 飲食物、生活必需品等の供給</p> <p>①県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者のニーズや、女性や子育て家庭の避難生活等に配慮するものとする。</p> <p>②県は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。</p> <p>③県及び市町村は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部及び全国知事会等に物資の調達の要請するものとする。</p> <p>④県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めると認められ、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。</p> <p>⑤県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資の運送を要請するものとする。</p> <p>なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資の運送を行うべきことを指示するものとする。</p> <p>2 退避等の指示</p> <p>(1) 防護対策地区の決定</p> <p>本部長は、住民等に対する退避等の防護対策を実施する場合は、直ちに国から派遣される専門家等の助言を待て、原子力緊急事態宣言が発出された場合は国の</p>	<p>(10) 飲食物、生活必需品等の供給</p> <p>①県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、女性や子育て家庭の避難生活等に配慮するものとする。</p> <p>②県は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。</p> <p>③県及び市町村は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や国の原子力災害対策本部及び全国知事会等に物資の調達の要請するものとする。</p> <p>④県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めると認められ、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。</p> <p>⑤県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。</p> <p>なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資の運送を行うべきことを指示するものとする。</p> <p>2 独自の判断による措置</p> <p>県は、国からの指示等がされていない段階において、必要に応じて以下の対応を講ずることとする。なお、国からの指示があつた場合においても、以下の対応のうち必要な項目について準じた措置を講ずることとする。この場合、原子力緊急事態宣言が発出された後においては、本項において「防護対策地区」を「緊急事態応急対策実施区域」と読み替えるものとする。</p> <p>(1) 防護対策地区の決定</p> <p>県は、不測の事態等が発生し、国の指示等がない段階で独自の判断により避難や屋内退避等の防護措置を判断する必要がある場合は、住民等に対する防護対策</p>	<p>・意見No.94</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・指示系統が異なる場合の読替えを追加</p> <p>・指示系統が異なる場合である</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>助言を得て、気象状況、放射性物質の放出状況、緊急時モニタリングの結果等を勘案し、あらかじめ区画した方位・距離別の防災対策区域図（資料3-7-1）や行政区画を単位として、住民等の防護対策を講ずべき区域（以下「防護対策地区」という。）を決定し、関係市町長に指示するものとする。また、宮城海上保安部長に対しては、船舶の安全海域への避難措置について要請するものとする。</p> <p>(2) 警戒区域の設定</p> <p>関係市町長は、本部長から防護対策地区内の住民等に対する<u>退避等の指示</u>を受けたときは、本部長の指導・助言を得て、災害対策基本法第6.3条の規定に基づき、必要に応じ、警戒区域を設定するものとする。</p> <p>なお、警戒区域を設定したときの住民等への対応は、第5節（住民等への的確な情報伝達活動）の定めるところにより伝達するものとする。</p> <p>緊急事態対策ゾーンの概念図（資料3-7-2）参照</p> <p>(3) 関係市町長の講じておく措置</p> <p>関係市町長は、退避等の場合において、住民等が心理的な動揺と混乱を起こす事なく指示に従って行動ができるようあらかじめ次の事項を把握し、又は定めておく、これを基に退避等措置計画を定めておくものとする。</p> <p>①防災対策区画の地区（集落）ごとに把握し、又は定めておく事項</p> <p>イ 人口 ロ 地区の連絡責任者 ハ 避難場所（名称、所在地、収容可能人員数） ニ コンクリート屋内退避施設 （名称、所在地、収容可能人員数） ホ 自家用車（船舶）数 ヘ 移送を要する推定人員 ト その他必要な事項</p> <p>②広域避難等のために定めておく事項</p> <p>イ 集合場所 ロ 避難経路及び避難方法 ハ その他必要な事項</p> <p>(4) 屋内退避</p>	<p>地区の検討にあたり、必要に応じて専門家等の助言や国（指定地方行政機関等）の助言を得て、気象状況、放射性物質の放出状況、緊急時モニタリングの結果等を勘案し、方位・距離別の防災対策区域図（資料3-7-1）等を参考とし、<u>防災対策に係る行政区画等の単位を踏まえ、防護対策地区の選定を行うとともに、必要に応じて関係市町に防護措置を指示するものとする。</u>また、宮城海上保安部長に対しては、船舶の安全海域への避難措置について要請するものとする。</p> <p>(2) 警戒区域の設定</p> <p>関係市町は、<u>国の指示がない段階で、県から防護対策地区内の住民等に対する退避や屋内退避等の指示を受けたとき又は独自の判断により、災害対策基本法第6.3条の規定に基づき、必要に応じ、警戒区域を設定するものとする。</u></p> <p>なお、警戒区域を設定したときの住民等への対応は、第5節（住民等への的確な情報伝達活動）の定めるところにより伝達するものとする。</p> <p>緊急事態対策ゾーンの概念図（資料3-7-2）参照</p> <p>(3) 防護措置に係る指示伝達等</p> <p>Ⅰ 屋内退避に係る指示伝達等</p>	<p>ることを明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化</li> <li>記載の適正化</li> <li>記載の適正化</li> <li>記載の適正化</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>指示系統が異なる場合であることを明確化</li> <li>記載の適正化（災害対策第63条及び原災法第27条の6）</li> <li>第2章第13節第1項第2号に移動</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>号見出しの追加</li> <li>記載の適正化</li> </ul>



現 行	修 正 案	備 考
<p>①本部長は、屋内退避を決定したときは、直ちに関係市町長に対し、次に掲げる事項を指示するとともに、必要に応じ、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて防護対策地区内の住民等に周知させるものとする。</p> <p>イ 事故の概要 ロ 災害の状況と今後の予測 ハ 講じている対策と今後とるべき措置 ニ 屋内退避をとるべき防護対策地区 ホ その他必要な事項</p> <p>②関係市町長は、本部長から屋内退避の指示を受けたときは、あらかじめ定める退避等措置計画に基づき、防護対策地区内の住民等に対して速やかに屋内退避を指示するものとする。</p> <p>（5）<u>コンクリート屋内退避又は避難</u></p> <p>①本部長は、コンクリート屋内退避又は避難を決定したときは、直ちに関係市町長に対し、（4）－①に掲げる事項を指示し、必要に応じ、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、防護対策地区内の住民等に周知させるとともに、関係市町長の指示に従って行動するよう呼びかけるものとする。</p> <p>②本部長は、①の指示をしたときは、宮城海上保安部長、石巻地区広域行政事務組合消防長、公共輸送機関の長、東北方面総監その他の防災関係機関の長に対し、協力を要請するものとする。</p> <p>③関係市町長は、本部長からコンクリート屋内退避又は避難の指示を受けたときは、あらかじめ定める退避等措置計画に基づき、退避（避難）所、経路、集合場所等を決定するとともに、防護対策地区内の住民等に対し、コンクリート屋内退避又は避難の措置を講ずるものとし、特に乳幼児、妊婦及びその付添人を優先するとともに、付添人の数は必要最小限にとどめるよう指示するものとする。</p> <p>④関係市町長は、防護対策地区内の学校、公共施設等の施設に係るコンクリート屋内退避又は避難について、特に当該施設の管理者及び関係防災機関との連絡を密にし、住民等に適切かつ明確な指示を与えて実施するものとする。</p>	<p>①<u>県</u>は、屋内退避の実施にあたり、関係市町に対し、次に掲げる事項を伝達するとともに、必要に応じ、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて防護対策地区内の住民等に周知させるものとする。</p> <p>イ 事故の概要 ロ 災害の状況と今後の予測 ハ 講じている対策と今後とるべき措置 ニ 屋内退避をとるべき防護対策地区 ホ その他必要な事項</p> <p>②関係市町は、<u>屋内退避の実施にあたり</u>、あらかじめ定める計画に基づき、防護対策地区内の住民等に対して速やかに屋内退避をするものとする。</p> <p>Ⅱ <u>コンクリート屋内退避又は避難に係る指示伝達等</u></p> <p>①<u>県</u>は、コンクリート屋内退避又は避難の実施にあたり、直ちに関係市町に対し、<u>上記Ⅰ－①に掲げる事項（二についてはコンクリート屋内退避や避難等の防護措置に係る地区）を伝達し、必要に応じ、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、防護対策地区内の住民等に周知させるとともに、関係市町の指示に従って行動するよう呼びかけるものとする。</u></p> <p>②<u>県</u>は、①の指示をしたときは、宮城海上保安部長、石巻地区広域行政事務組合消防長、公共輸送機関の長、東北方面総監その他の防災関係機関の長に対し、協力を要請するものとする。</p> <p>③関係市町は、コンクリート屋内退避又は避難を行う場合は、あらかじめ定める計画に基づき、<u>避難場所・避難場所、経路、集合場所等を決定するとともに、防護対策地区内の住民等に対し、コンクリート屋内退避又は避難の措置を講ずるものとし、特に乳幼児、妊婦等の要配慮者に配慮するよう指示するものとする。</u></p> <p>④関係市町は、防護対策地区内の学校、公共施設等の施設に係るコンクリート屋内退避又は避難について、特に当該施設の管理者及び関係防災機関との連絡を密にし、住民等に適切かつ明確な指示を与えて実施するものとする。</p> <p>（4）<u>防護措置の方法等</u></p> <p>Ⅰ 屋内退避</p> <p>屋内退避は、原則として住民が自宅内にとどまるものとする。</p> <p>①関係市町は、防護対策地区内の戸外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化（表頭の統一）</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・意見 No.134</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・意見 No.95</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>
<p>3 <u>退避等の方法</u></p> <p>（1）<u>屋内退避</u></p> <p>屋内退避は、原則として住民が自宅内にとどまるものとする。</p> <p>①関係市町長は、防護対策地区内の戸外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。</p>		

現 行	修 正 案	備 考
<p>②本部長は、屋内退避中の住民等に対して、必要に応じ、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて必要な情報を提供し、関係市町長は、防災行政無線等の広報手段を用いて災害の状況を迅速かつ適切に広報して民心の安定に努めるものとする。</p> <p>（2）コンクリート屋内退避又は避難</p> <p>①関係市町長は、本部長からの指示を受け、住民等に対しコンクリート屋内退避を指示するときは、原子力発電所との方位・距離等を考慮の上、あらかじめ定められるコンクリート屋内退避所を指定するものとする。この場合において、退避は原則として住民等が各自の行動によるものとし、携行品は最小限にとどめ、また、<u>且家用車等</u>はできるだけ使用しないよう指示するものとする。</p> <p>②関係市町長は、コンクリート屋内退避所を指定したときは、あらかじめ定める職員を派遣して退避者の保護に当たらせるものとする。</p> <p>③関係市町長は、本部長からの避難の指示を受け、住民等に対して避難を指示するときは、あらかじめ定める退避等措置計画に基づき、住民等の集合場所を指定し、<u>消防職団員</u>又は警察官の誘導のもとに住民等を集合させるものとする。</p> <p>④関係市町長は、集合場所から避難所への住民等の輸送については、県及び県の要請に基づく防災関係機関の車両等の応援を受けて、また、必要に応じ、避難を必要とする地区内の乗合自動車の所有者等の協力を得て、あらかじめ定める措置計画により実施するものとする。</p> <p>⑤関係市町長は、コンクリート屋内退避又は避難の措置を実施するに当たって、<u>災害時要援護者等の救出</u>に特に留意するものとする。</p> <p>⑥関係市町長は、コンクリート屋内退避又は避難の措置を講じた場合においては、避難等誘導責任者、退避（避難）所責任者等を通じて退避又は避難の措置の実施状況を把握しておくものとする。</p> <p>（3）被ばくの低減</p> <p>関係市町長及び本部長は、退避等に際して、被ばく低減のため、退避等を行う住民等に対してマスク及び外衣の着用、屋内の気密性の保持などの必要な注意を促すものとする。また、コンクリート屋内退避又は避難の誘導の任に当たる者もこの旨を適宜伝達するものとする。</p> <p>浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数（資料3-7-3）参照</p> <p>4 周辺市町村への避難</p>	<p>②県は、屋内退避中の住民等に対して、必要に応じ、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて必要な情報を提供し、関係市町長は、防災行政無線等の広報手段を用いて災害の状況を迅速かつ適切に広報して民心の安定に努めるものとする。</p> <p>Ⅱ コンクリート屋内退避又は避難</p> <p>①関係市町長は、住民等に対しコンクリート屋内退避を指示するときは、原子力発電所との方位・距離等を考慮の上、あらかじめ定められるコンクリート屋内退避所を指定するものとする。この場合において、退避は原則として住民等が各自の行動によるものとし、携行品は最小限にとどめるものとする。</p> <p>②関係市町長は、コンクリート屋内退避所を指定したときは、あらかじめ定める職員を派遣して退避者の保護に当たらせるものとする。</p> <p>③関係市町長は、住民等に対して避難を指示するときは、あらかじめ定める<u>社画</u>で住民等の集合場所を指定している場合、<u>市町職員、消防職員・消防団員</u>又は警察官の誘導のもとに住民等を集合させるものとする。</p> <p>④関係市町長は、集合場所から避難所・避難場所への住民等の輸送については、県及び県の要請に基づく防災関係機関の車両等の応援を受けて、また、必要に応じ、避難を必要とする地区内の乗合自動車の所有者等の協力を得て、あらかじめ定める計画により実施するものとする。</p> <p>⑤関係市町長は、コンクリート屋内退避又は避難の措置を実施するに当たって、<u>要配慮者</u>に特に留意するものとする。</p> <p>⑥関係市町長は、コンクリート屋内退避又は避難の措置を講じた場合においては、避難等誘導責任者、退避又は避難所責任者等を通じて退避又は避難の措置の実施状況を把握しておくものとする。</p> <p>Ⅲ 被ばくの低減</p> <p>県及び関係市町長は、避難や屋内退避等に際して、被ばく低減のため、住民等に対してマスク及び外衣の着用、屋内の気密性の保持などの必要な注意を促すものとする。また、コンクリート屋内退避又は避難の誘導の任に当たる者もこの旨を適宜伝達するものとする。</p> <p>浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数（資料3-7-3）参照</p> <p>Ⅳ 周辺市町村への避難</p>	<p>・記載の適正化 ・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・意見 No.135</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化 ・記載の適正化 ・意見 No.158 ・意見 No.169 ・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化 ・記載の適正化 ・意見 No.96 ・記載の適正化 ・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p><u>(1) 本部長の措置</u></p> <p>本部長は、災害の状況により、<u>周辺市町村への住民等の避難が必要であると認めるときは、風向、予測被ばく地域等を考慮した上で、住民等の広域避難先とすべき市町村を決定し、当該市町村長に対し、避難住民等の受け入れ及び避難所の設置を指示するものとする。また、必要に応じ、職員を派遣し、避難収容等の指導に当たらせるものとする。</u></p> <p><u>(2) 要請を受けた周辺市町村長の措置</u></p> <p>本部長から要請を受けた<u>周辺市町村長は、当該市町村地域防災計画に定める避難場所の中から、本部長が指定する施設を避難所として提供し、必要な協力活動を実施するものとする。</u></p> <p><u>(3) 関係市町村長の措置</u></p> <p>関係市町村長は、本部長から<u>周辺市町村への避難の指示を受けたときは、その旨を速やかに住民等に指示し、避難者の輸送に努めるとともに、避難所に職員を派遣して、受け入れ市町村との連絡及び避難者の指導等に当たらせるものとする。</u></p> <p><u>(4) 避難者の輸送</u></p> <p>本部長は、必要に応じ、陸上自衛隊、官城海上保安部、公共輸送機関等に対し、避難者の輸送について協力を要請し、緊急輸送車両等を確保するものとする。 また、<u>関係市町村長は、避難を要する住民等を指定集合場所に集合させ、避難の優先順位の高い者から順に輸送するものとする。</u></p> <p>5 退避等の誘導</p> <p>退避等の誘導は、<u>警察官、海上保安官及び消防団員が当たり、2-(1)で定める防護対策地区ごとに実施するものとする。この場合、退避等の誘導に当たっては、関係市町村長と密接な連絡をとるものとする。</u></p> <p>関係市町職員、消防団員数等（資料3-7-4）参照</p> <p>6 立入制限等の措置</p> <p><u>(1) 陸上の立入制限等の措置</u></p> <p>①本部長は、<u>関係市町村長に対し、防護対策地区内においては、退避中の住民・防災業務関係者以外の者及びその保有車両等の立ち入りの禁止を、警戒区域においてはこれら以外の者及び車両等の立ち入りの制限を指示するものとする。</u></p>	<p>県は、災害の状況により、<u>風向、大気拡散予測等を考慮した上で、関係市町の計画とは異なる地域への避難が必要と認める場合において、災害対策基本法に基づき広域一時滞在に係る協議等を行う上で特に必要な場合は、住民等の広域避難先とすべき市町村を決定し、当該市町村長に対し、避難住民等の受け入れ及び避難所・避難場所等の設置を要請するものとする。また、必要に応じ、職員を派遣し、避難収容等の指導に当たらせるものとする。</u></p> <p>県から要請を受けた<u>周辺市町村長は、当該市町村地域防災計画等に定める避難所・避難場所を提供し、必要な協力活動を実施するものとする。</u></p> <p><u>この場合、関係市町村は、避難者の輸送に努めるとともに、避難所・避難場所に職員を派遣して、受け入れ市町村との連絡及び避難者への対応等に当たらせるものとする。</u></p> <p>V 避難者の輸送</p> <p>県は、必要に応じ、陸上自衛隊、官城海上保安部、公共輸送機関等に対し、避難者の輸送について協力を要請し、緊急輸送車両等を確保するものとする。 また、<u>関係市町村は、避難を要する住民等を指定集合場所に集合させ、避難の優先順位の高い者から順に輸送するなど、必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>(5) 避難・コンクリート屋内退避等の誘導</u></p> <p>避難・退避等の誘導は、<u>警察官、海上保安官及び消防職員・消防団員が当たり、2-(1)で定める防護対策地区ごとに実施するものとする。この場合、誘導に当たっては、関係市町村と密接な連絡をとるものとする。</u></p> <p>関係市町職員、消防職員・消防団員数（資料3-7-4）参照</p> <p><u>(6) 立入制限等の措置</u></p> <p>I 陸上の立入制限等の措置</p> <p>①県は、<u>関係市町村に対し、防護対策地区内においては、避難及び退避中の住民・防災業務関係者以外の者及びその保有車両等の立ち入りの禁止を、警戒区域においてはこれら以外の者及び車両等の立ち入りの制限を必要に応じ、指示するものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> <li>・<u>炎対法第86条の8に係る修正</u></li> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・<u>IVに取り込み</u></li> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・<u>意見No.158</u></li> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> </ul>